

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 23 年 3 月 1 日
大阪府総務部契約局

1. 予定価格の事後公表の試行について

大阪府においては、建設工事の一部において、予定価格等の事後公表を試行実施しておりますが、委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）についても、平成 23 年 4 月以降、予定価格の事後公表の試行を実施します。

(1) 実施時期

平成 23 年 4 月 1 日以降の公告案件から実施します。

(2) 対象業務（登録種目コード）

下記の登録種目コードに該当する案件は、原則として予定価格を事後公表とします。

- ・ 道路トンネル附帯設備（012）
- ・ 燻蒸設備点検（017）
- ・ 定温設備点検（018）
- ・ 下水道施設保守点検（075）
- ・ 大規模ポンプ施設保守点検（076）
- ・ 中小規模ポンプ施設保守点検（077）
- ・ 河川浄化施設保守点検（078）
- ・ 共同溝施設保守点検（082）
- ・ 水門等施設保守点検（083）
- ・ 天井クレーン施設保守点検（084）
- ・ 船舶等保守点検（085）
- ・ 賃貸（155～165）

(3) その他

予定価格の事後公表は、試行結果を踏まえ、対象業務を拡大していく予定です。

なお、上記（2）の業務以外についても、案件によっては予定価格の事後公表を実施する場合があります。

2. 入札契約業務に係る問合せ等の記録・公表について

予定価格の事後公表の試行に併せて、入札契約に伴う不正行為に対する備えとして、「入札契約業務に係る問い合わせ等への対応に関する要綱」を策定し、平成 22 年 11 月 1 日以降の公告案件から予定価格を事後公表する案件に関する、事業者、公職者等あらゆる者からの大阪府職員への問合せ・要請等のすべてを記録し、公表の対象とすることとしています。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/kensetsu/20101013toiawasekohyouseido.pdf>

(1) 問合せ等があった場合の府の対応

- 記録票を作成し、大阪府ホームページで公表
- 不当要求と判断されるものは「公正職務執行確保に関する要綱」に基づき処理

(2) 公表の対象外となるもの

- 電子調達システム等による質問・回答
- 事実又は手続の確認であることが明らかなもの
- 要望書等書面によるもので、特定の者への便宜等につながるおそれのないもの
- 不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの

問い合わせ先

総務部契約局 委託物品契約課 委託役務グループ

TEL06-6941-0351 (内線5345・5388)